

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月7日
【事業年度】	第40期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	星光PMC株式会社
【英訳名】	SEIKO PMC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乗越 厚生
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町3丁目3番6号
【電話番号】	03（6202）7331（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 伊佐木 融
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町3丁目3番6号
【電話番号】	03（6202）7331（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 伊佐木 融
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第40期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

<（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）、(1)～(8) 省略>

（訂正後）

<（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）、(1)～(8) 省略>

(9) 取締役の定数

当社は、取締役を18名以内とする旨を定款に定めております。

(10) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(12) 自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策等の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款に定めております。

以 上